

事例から学ぶ

相談員のための

トラブル対策

NEWS

介助中に利用者が暴れて転倒、職員の過失か？

■「急に暴れたので支えられなかった」

認知症が重いUさん(90歳男性)は下肢筋力が低下しふらつきが多くなっていました。ある日、介護職員がトイレでUさんを便座に移乗していると急にUさんがふらついたため、職員はUさんの腕をとっさにつかみました。Uさんは「痛い！」と言って掴まれた腕を振りほどき、転倒してしまいました。その転倒でUさんは大腿骨を骨折して入院しましたが、職員からは「Uさんが急に暴れたので支えられなかった」と報告されていたため“不可抗力の事故”として施設側は治療費を支払いませんでした。ところが、3週間後にUさんが病院で肺炎のために亡くなり、娘が「非力な父を転倒させたのは職員の責任だ」として、死亡の損害に対して1,000万円の慰謝料を請求してきました。施設は事故が不可抗力であること、肺炎による死亡には責任が無いことを理由に支払いを拒絶しました。すると、娘は賠償訴訟を起こし、死亡診断書には「直接死因に関連しないが直接死因の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等」として、「大腿骨骨折による長期臥床」と明記されていました。

介助中の事故で無過失を主張するにはどうすれば良いか？

■死亡と事故の因果関係

さて、本件事故の訴訟はどうなるのでしょうか？まず問題になるのは、Uさんが死亡したことが、転倒事故の損害として認められるか？という問題があります。転倒事故の直接の損害は大腿骨骨折であり、入院先の病院で肺炎で亡くなくても、通常事故と死亡損害には因果関係が無いと解釈されます。



しかし、死亡診断書の「直接死因に関連しないが直接死因の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等」の欄に、「大腿骨骨折による長期臥床」と明記されてしまうと、事故と死亡の間に因果関係が有と判断されることがあります。

■転倒事故には過失があるか？

介護職員は介護のプロであり、身体介護においては、特別に高い注意義務を要求されます。ですから、通常介助中に起きた事故で無過失を主張するのは難しくなります。では、本事例の事故は、過失になるのでしょうか？詳細に検証してみましょう。

まず、ふらついた原因が問題になります。Uさんは下肢筋力低下によってふらつきが多くなっていました。ですから、ふらつきが起らないように特別な配慮が必要です。また、ふらついた原因は、職員の介助方法が不適切だったことかもしれません。

次に、ふらついた時に職員が支えようとしてUさんの腕を掴んだのは、適切な行為だったのでしょうか？ふらついた利用者を支えるために、腕をつかめば本事例のように痛がって振りほどこうとすることが、予測できるでしょう。その上、腕を掴んだまま転倒すれば腕を骨折させる危険もあり、腕を掴んで支えるのは適切ではないといえるでしょう。

■介助中の事故の無過失の主張は慎重に！

このように検証してみると、本件事故の賠償訴訟は施設には不利でといえるでしょう。介助中に事故が起きた時に不可抗力を主張するには、次のような要件をクリアしなければならず、事前に詳細に調査して慎重に判断すべきなのです。

- ①職員の介助方法が適切であったこと
- ②車椅子などの福祉用具が安全だったこと
- ③利用者の身体機能が安全に介助できる状態だったこと

安全な介護では、動画セミナー「介護事故を巡る過失トラブル防止対策」を配信しています。

抜粋版を公開中



発行責任者

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
マーケット開発部 市場開発室
担当 堀江・窪田 TEL 03-5789-6456

監修：株式会社安全な介護 代表 山田 滋

担当課支社・代理店

株式会社福祉施設共済会
東京都渋谷区渋谷1-5-6 SEMPOSTビル
電話03-5466-0881 FAX03-5466-0882